特別支援教育体制の推進を図るための巡回相談員の役割[†] 〜実践事例を通した学校支援の在り方に関する検討〜

佐藤 圭吾*
秋田県教育庁
内海 淳**
秋田大学教育文化学部

特別支援教育は、インクルーシブ教育システムの構築を目指した新たな局面を迎えている.しかし、その現状は全体的には体制の整備が進んでいるものの、取組に学校間格差があり、特別支援教育にかかる専門性の向上や校内体制の活性化など、教育実践の「質」に依然課題がある。そこで本研究では、実践事例をもとに特別支援教育に係る校内体制の機能向上を図るために巡回相談員等が行う学校支援の在り方について検討した。その結果、保護者を含めた関係者が一堂に会して「個別の教育支援計画」の作成・評価を行うことが、共通理解を図り支援の実効性を高めるとともに、支援を引き継ぐ上でも有効であった。また、コンサルテーションにあたっては、担任等の負担も考慮し、成果を実感できるようサポートすること、ケース解決を通して段階的に役割を校内委員会へ移行していくよう計画することが大切と考えられた。

keywrods:特別支援教育、個別の教育支援計画、巡回相談、校内委員会

I 問題と目的

2012年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」をまとめた。その内容は、(1)共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム、(2)就学相談・就学先決定の在り方について、(3)合理的配慮及びその基盤となる環境整備について、(4)多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進、(5)特別支援教育を充実させるための教職員の専門性の向上等である。これは、今後の特別支援教育の方向性を示したものであり、2007年度から始まった特別支援教

育制度は、特別な支援を必要とする幼児児童生徒一 人一人に対応するために、早期からの一貫した支援 と多様な教育の場の具現化を目指す「新たな局面」 を迎えたと言える。

一方で、現在の特別支援教育の状況を、2012年度特別支援教育体制整備状況調査から概観すると、いくつかの課題が浮き彫りになる。ひとつは、学校間格差である。具体的には、小・中学校では、ほぼ90%以上の学校において「校内委員会の設置」や「特別支援教育コーディネーターの指名」がなされているが、「校内委員会の設置」については、高等学校が81.5%、幼稚園59.1%という状況であった。ふたつめに、特別支援教育に関する研修を未受講である教員が36.6%もいること、みっつめに、校内委員会の開催数について、開催なしが3.9%、1回が17.2%にのぼることなどである。年次の経緯をみると、特別支援教育体制の「量的」な整備は進んできているが、特

2013年2月13日受理

[†] The Role of the Itinerant Consultant in Promotion of Special Needs Education: Study into the Approach of School Support through Case Study

^{*} Keigo SATO, Akita Prefectural Board of Education

^{**} Jun Utsumi, Faculty of Education and Human Studies, Akita University

Akita University

別支援教育に係る専門性の向上や校内体制の活性化 に課題が残されていると言えよう。

特に、特別支援教育の「質的」な状況を見ると、学校において支援を要する児童生徒の「実態把握」の実施率が92.8%であるのに対し、「個別の指導計画の作成」は67.5%、「個別の教育支援計画の作成」は53.5%と低く、これらの作成がまだ進んでいない現状がある。このことから、心理検査等を含むアセスメントが行われていても、その結果が生かされず、実際の支援に結びついていないことが危惧される。

各学校においては、特別支援教育の充実が急務であるが、それをサポートしていく「専門家・支援チーム」や巡回相談員、特別支援学校のセンター的機能担当者等のコンサルタントは、個々のケース解決を図るとともに、可能な限り各学校が自力で問題解決していく力を培っていけるよう、校内支援体制の充実に向けた働き掛けをより一層進めていくことが求められている。

そこで本研究では、コンサルティ(各学校)の援助能力の向上を図るための学校支援の在り方を明らかにすることを目的に、事例をとおして学校に対する巡回相談員等のコンサルタントが行う具体的な方策と留意点について検討することとした。

Ⅱ 実践方法

1 クライアント(以下、対象児童と表記)

対象児童は、公立小学校の通常学級に在籍する3年生男児1名である。医療機関の受診歴はない。前年度にあたる201X年8月から支援を実施し、一旦、問題解決した事例であった。この時の主訴は、授業中の私語や立ち歩きが目立つこと、学習の準備が遅れがちであること、注意を受けた際や友達とのかかわりの中で興奮し、乱暴をすること等であった。

アセスメントの結果、対象児は知的発達に遅れはないものの個人内差が大きく、特に注意記憶が有意に低いこと、衝動性が強く注意集中が困難であること、不安が強い傾向があることが指摘された。授業においては、思いついたときに発言する様子が頻繁に見られ、担任から注意を受けることが多かった。しかし、発言内容は学習に関するものが多く、受け止めてもらったときは満足そうな表情を見せた。学級全体としては、一部の児童の逸脱行動で学習が中断する場面も見られたが、学級における学習上のルールが設定されており、大半の児童が守ろうとし

ていた。

対象児への支援内容として、対象児の多動性を「活発さ」と捉え、これを生かした係活動で活躍する場面を設け称賛を得る機会を確保すること、学習上のルールをクラス全員で確認するなど、学級経営を見直したことで改善に至った。主訴である行動上の問題が解決したということで、201X年12月で学校支援を終了した。

学年が変わった201X+1年6月に、対象児の保護者から再度支援を受けたいとの要請を受けた。主訴は、対象児が不登校傾向を示していることであり、家庭においては教科書を破るなどの行為が見られていた。保護者は学校の対応に対して不信感を抱いている様子もあった。

2 コンサルタント (筆頭筆者)

コンサルタント(以下,巡回相談員と表記)は、特別支援学校教諭で、所属校のセンター的機能担当者として当該地区の専門家・支援チームに所属し巡回相談員も担っていた。

3 コンサルティ

コンサルティ(以下,学級担任と表記)は,対象 児が在籍する小学校3年生の学級担任をしている20 代の女性教諭であった。特別支援学級担任の経験は なかった。

4 学校支援の方針

1) 支援方針

保護者との信頼関係を再構築しながら,支援目標や内容及び方法を明確にするために「個別の教育支援計画」を媒介とした支援会議を重視した。個別の教育支援計画の作成にあたっては,学校が主体となって当該計画に基づく支援を実施し,具体的な改善を図れるようになることを目指し,次の点を重視した。①個別の教育支援計画の支援内容を具体化するとともに効果を実感できるよう,短期計画とする。②個別の教育支援計画に盛り込む支援の実施率を高めるために,各支援担当者にとって容易に取り組める内容とする。

また、ケースの解決と併せて、学校ができる限り 自力で課題解決できるような体制づくりを意図した 働き掛けを行うことにした。具体的には、①個別の 教育支援計画に係る支援会議に保護者の参画を促

表 1 対象児の「個別の教育支援計画」(抜粋)

支援期間201X+1年7月2日~7月24日 (評価日:201X+1年8月4日)

短期目標	支援内容	支援方法	支援者
	(1)役割活動をとおして自己肯定 感を高める	①登校後、朝の係り活動を設定する。評価カードを用意し好きなシールを選んで貼るようにする。	教頭
1 登校しぶりを改善する		②評価カードを持ち帰り, 家庭 でも褒めるようにする。	保護者
	(2)学習内でも教材の準備や環境 整備などの係り活動を設定す る。	①取り組んだことに対して感謝 の言葉掛けをする。	学級担任
2 学習態勢を育てる	(1)学習のルールを確認する機会を設ける。	①クラスに問い掛け、全員で声 を合わせて唱えるようにする。	学級担任
	(1)支援状況を把握する。	①学級担任からの状況を聞き, 必要に応じて校内で話し合い の機会をもつ	学年主任 教頭
※支援状況を確認する	(2)定期的に支援会議を開催する。	①保護者を交えて,支援状況を 確認し,効果的な支援や課題 解決に向けた協議を行う。	教頭 巡回相談員

表2 支援会議における支援チームの役割移行

回	支援会議の内容	支援会議の司会	支援内容の提案者	支援の実施者
1	状況把握, 前年度の取組確認	巡回相談員	_	_
2	支援計画立案	巡回相談員	巡回相談員	担任,主任,教頭,保護者
3	支援計画評価・改善	学年主任	巡回相談員・担任	担任,主任,教頭,保護者
4	支援計画評価・改善	学年主任	担任・巡回相談員	担任,主任,教頭,保護者
5	支援計画評価・改善・引継	学年主任	担任	担任,主任,教頭,保護者

し、支援の内容や方法及び支援の成果や課題を共有 する体制を構築する。②コンサルタントが段階的に 支援からのフェードアウトを図るために、支援会議 における関係者の役割分担の移行を計画的に行うよ うにした。

2) 支援方法

巡回相談員が行う支援として,授業参観による支援状況の把握と個別の教育支援計画作成に係る助言,保護者及び支援に関わる教職員との面談(支援

会議)による支援状況の把握・助言とした。

Ⅲ 支援経過

1 支援再開時における学級担任の状況

学級担任は、対象児への対応及び保護者との連携 について悩み、自信をなくしている状態にあった。 不登校傾向への対応として、毎日保護者に電話で様 子を伺うなどしていた。なお、対象児童は、登校を 促さない限り、家庭で落ち着いて過ごしていた。

2 アセスメントの結果(201X+1年6月)

アセスメントとして、保護者及び学級担任からの聞き取りを行った。その結果、前年度からの引継ぎは口頭でのみ行われており、学級担任は、対象児の特性や支援の経緯、効果的な支援方法等が記録された個別の教育支援計画について、把握していないことが明らかになった。その結果対象児は、失敗しては指導を受けるという経験を頻回に繰り返すことになってしまい、これが不登校状況に陥った原因と推測された。

3 支援会議における個別の教育支援計画の立案 (201X+1年6月)

保護者及び学級担任、教頭、学年主任、巡回相談 員が参加して支援会議を開催し、支援チームとして、 個別の教育支援計画についての引き継ぎが不十分で あったことを反省した。そして、学校生活に適応で きていても対象児の特性自体がなくなったわけでは なく、適切な支援を受けることで安定している状態 であったことを伝えた。そして、効果的な対応を継 続し自己肯定感を保った上で、社会性を育て、対象 児が自己解決できる力を育んでいくことが重要であ ることを参加者で確認した。また、アセスメント結 果を改めて確認するとともに、支援の方針を共有し ながら、個別の教育支援計画を作成した(表1)。そ の内容は前年度とほぼ同じ内容としたが、新たに学 年主任には、学級担任をサポートする役割を担って もらうことにした。また、教頭にも登校後の支援を 担当してもらうことにした。なお、保護者の要請も あり、巡回相談員は、保護者面談などの機会には可 能な限り参加し、支援の推移を確認することにした。

4 「個別の教育支援計画」と支援会議における 支援チームの役割移行

巡回相談員によるコンサルティングのフェードアウトについては、校内体制の整備を計画的に進める中で行った。具体的には、表2に示したように、支援会議における司会や提案者などの役割を徐々に学校側へ移行した。対象児の発達や認知特性に対して行うべき支援が、学級経営上の配慮で対応できる範疇にあったこともあり、個別の教育支援計画の改善に係る提案を早期から学級担任へ委ねることができた。

5 対象児童の変容

対象児と巡回相談員は、以前実施した心理検査等でラポートが取れていたこともあり、登校を促す手立てとして巡回相談員が授業参観すると伝えたことが有効であった。久しぶりの登校であったが、対象児童は、そのことを気にする様子はあまりなく、以前のように自分の活躍場面があることで張り切って活動することができた。

6 支援会議における「個別の教育支援計画」の 評価(201X+1年7月~10月)

対象児の不登校傾向は解消した。この変容を受けて、学級担任も自らが行っている支援に対する自信を確かなものにしていった。また、学年主任のサポートを受けて、学級担任の授業に変容が見られた。対象児だけでなく、児童もそれぞれの学習上の役割を果たしながら学習を進めたり互いに教え合ったりするような場面がみられるようになった。保護者は、毎日元気に登校するようになったことを喜んでいた。支援会議を重ねるごとに、学校や学級担任に対する信頼感も増していった。年度の切り替えにおいては、保護者同席のもとで引き継ぎを行うことを教育支援計画に盛り込み、コンサルテーションを終えた。

Ⅳ 考察

なぜ本事例では、問題が再度起こり深刻化するとともに、保護者の学校に対する不信感も伴う状態に陥ってしまったのか。

保護者と学級担任との間に問題認識に違いがある場合、保護者と学校との間にすれ違いが起こり、別の問題に発展してしまうことが危惧される。学校は、保護者の気持ちを十分に受け止めながら、学校としての考えやできることを伝えることが重要であるが、双方の共通理解を図ることは困難を伴う場合がある。本事例では、個別の教育支援計画を保護計画を保着が一堂に会し、それぞれが取り組むべき事項を書面で理解し納得できるようにした。加えて、成果と課題、変容を確認していくプロセスを共有するにといい、個別の教育支援計画を短期のものとした。佐藤ら、2007)。このことで、支援の内容をより具体的なものにし、その成果及び課題を共有することが

できた。これが学校と保護者の信頼関係を再構築し、本来の課題である対象児の困り感とその解決に向けて「同じ視点」で支援にあたることを可能にした。このように、個別の教育支援計画は、関係者をつなぐツールとして機能させていくことが大切である。このことは、保護者から不満が寄せられた際にこそ重要であり、事態を悪化させた犯人探しをして「個人攻撃の罠」に陥ることを予防する意味でも留意すべき点であろう。さらに、新年度への移行の際に効果的な支援を引き継ぐツールとして活用することも重要と考える。

2011年3月に示された「生徒指導提要」には、発 達障害も含め多様化、複雑化している個別の課題を 具体的に取り上げること、予防を前提とした学校の 組織的対応と家庭・地域・関係機関との連携で進め ていくことが示されている。これは、特別支援教育 は特定の教職員だけが担う業務でないことを明記し たものといえる。今後は、そのことを学校現場が自 覚し受け入れられるようにしていく仕組みが必要で あろう。本事例で計画した支援内容は、対象児童の 特性について理解を図る他は、特に特別支援教育の 専門性を要するようなことではなかった。今まで 行ってきた学級経営や学習指導の取組を見直し、そ れを行動上の問題を予防する効果的な方法として積 極的に評価する働き掛けであり、学級担任が取るべ き行動をできるだけ具体的に示したものである。藤 岡(2011)が指摘するように、巡回相談員等のコン サルタントは、学級担任等に対して特別支援教育の 必要性を説くのではなく、その人のこれまでの経験 や背景を見つめながら、できていることを認め、協 働していくことがなによりも重要である。したがっ て、個別の教育支援計画の立案や評価にあたって巡 回相談員等が留意すべきことは、実際に支援を担当 する者が実行可能なことを、具体的に分りやすく提 示し、伝えていくことと考える。また、個別の教育 支援計画の活用にあたっては、対象児童だけでなく、 保護者や担任などコンサルティング対象者の「生活 の質しの向上につながる視点をもつことが肝要であ る (神山ら、2011)。

これらを踏まえると、本事例で示したように、チーム援助の開始当初は、より具体的な指針や内容を示して学級担任をサポートし、指導に慣れてきたら、積極的に学級担任の意志を尊重していくことが重要である(樋口、2011)。同様の意味で、個別の教育支

援計画の作成が負担にならないような配慮も必要である。支援者が負担感をもたずに取り組み、成功経験を積み重ねることが必要と考える。個別の教育支援計画が、関係機関の「連携のツール」や「引き継ぎのツール」として機能し、対象児童生徒はもちろん、学級担任など、使う者にとって簡便で利用価値の高いツールとして認識されていくことが必要であろう。

また、大石(2004)は、コンサルテーションの対 象が、ともすれば教師一人一人であることが多く、 当該学校の全教師等に対する実践が少ないことを指 摘している。その上で、学校支援のためのコンサル テーションが十分な成果を上げていくための条件と して. ①学校管理者の理解とリーダーシップの促進. ②全教育職員によるコンサルテーションの受け入れ 度の高まり、③外部専門家との連携方法の模索、④ 多職種による協働体制の構築を含む全学校規模の介 入の実現等をあげている。さらに、児童生徒の個別 の問題や学級における当面の課題の解決をとおし て, 学校全体の課題を解決する実践や取組が成立す ることの重要性を指摘している。本事例では、その 具体策として、巡回相談員が個別の教育支援計画の 作成に積極的に参画していき、キーマンとなる教職 員の協力を得ながら、徐々に学校側に役割を移行し ていくよう取り組んだ。

今後は、個別の教育支援計画等の有効性や支援の成果を学校全体で共有していくこと、各校における特別支援教育体制の機能向上を図るためのコンサルテーションについて、段階的なフェードアウトも含めてコーディネートしていくことが求められよう。その在り方について、実践をとおして検証しノウハウを蓄積していくことが今後の重要な課題といえる。

謝辞

事例は、対象児童のプライバシー保護のため、事例検討に差し支えない範囲で変更しております。本事例にご協力いただいた保護者及び多くの先生方には貴重なご意見やご示唆をいただきました。ここに深く感謝申し上げます。

文 献

大石幸二 (2004): 北米における学校支援のための コンサルテーションの実践. 特別支援教育を支え

第35号 2013年 97

Akita University

る行動コンサルテーション - 連携と協働を実現 するためのシステムと技法-. 学苑社, 16-27

神山努・上野茜・野呂文行(2011):発達障害児の 保護者支援に関する現状と課題―育児方法の支援 において保護者にかかる負担の観点から―. 特殊 教育学研究, 49(4), 361-374

佐藤圭吾,・武田篤・内海淳 (2007): 養護学校の特別支援教育コーディネーターがはたす新たな教育的支援~「個別の教育支援計画」を活用したチーム支援の実践~、秋田大学教育文化学部教育実践研究紀要、29、45-54

樋口和彦(2011):読み障害が疑われるニューカマー 児童への包括的援助 - 臨機応変に組織された チームでの小学校学級担任・国際教室担任者への コンサルテーション - . 特殊教育学研究, 49(1), 73-82

藤岡聖典(2011):中学校における生徒指導上の課題と特別支援教育.LD研究,20(2),14-17

文部科学省(2012): 共生社会に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進(報告)

文部科学省(2012):平成23年度特別支援教育体制 整備状況調査

文部科学省(2010):生徒指導提要

山中ともえ (2012): 学校における特別支援教育の 推進に向けた心理学の専門家としての役割. L D研究, 21 (4), 40-42

Summary

The Role of the Itinerant Consultant in Promotion of Special Needs Education:

Study into the Approach of School Support through Case Study

Keigo Sato, Akita Prefectural Board of Education Jun Utsumi, Faculty of Education and Human Studies, Akita University

Special needs education in Japan is undergoing steady organizational improvement. The immediate issues are specialization pertaining to special needs education, vital station of school committees and improvement in "quality" of education in practice. The objective of this research is to examine the role of the itinerant consultants in promoting special needs education. Study into actual cases revealed the following. Concerted effort by custodians and guardians of the schoolchildren and other interested parties in the production and evaluation of "individualized educational support plans" enables: (1) The establishment of a relationship of trust through shared understanding; (2) improvement in the effectiveness of support: and (3) continuity of effective support. There were 2 key points found in conducting consultations. One is (1) to provide support in the form that the supporter is able to feel concrete results while paying attention to the sense of burden the supporter feels and (2) to plan transfer of the role in steps, through resolving problems in each case, to the school committee

Keywords: special needs education, individualized educational support plans, itinerant consultation, school committee

(Received February 13, 2013)